

札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び
調査結果の公表に関するガイドライン

令和8年5月
札幌市教育委員会

「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」

目次

第1章 はじめに

- 1 ガイドライン作成の目的
- 2 用語の解説
- 3 ガイドラインの位置付け
- 4 いじめの重大事態の調査についての目的
- 5 学校の基本的な姿勢

第2章 いじめの重大事態の調査について

- 1 いじめの重大事態の発生の判断について
- 2 調査主体の判断
- 3 調査する上での留意事項
- 4 対象児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明
- 5 調査を進めるにあたって
- 6 調査報告書
- 7 調査結果を踏まえた対応

第3章 いじめの重大事態の調査報告書の公表について

- 1 公表の意義と目的
- 2 公表の方針
- 3 公表についての考え方
- 4 個人情報保護
- 5 その他

第1章 はじめに

1 ガイドライン作成の目的

札幌市においては、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年（2013年））（以下、法）の制定以降、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）（以下、国の基本方針）及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、平成28年（2016年）6月に「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、本市の基本方針）を策定した。その後、国の基本方針の改定を踏まえ、令和元年（2019年）6月に本市の基本方針を改定し、さらに、令和3年（2021年）に本市で発生した深刻ないじめの重大事態に鑑み、令和6年（2024年）4月に再度、本市の基本方針を改定し、札幌市におけるいじめ防止等の取組を進めてきた。

近年は、全国的にいじめの認知件数が増加するとともに、重大事態の発生件数も増加するなど、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じており、札幌市においても同様の傾向となっていくことが想定される。

現在、本市においては、国が作成した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、国のガイドライン）を学校に通知し、適切な対処に努めているところだが、このたび、札幌市としてのガイドライン（以下、本ガイドライン）を定め、円滑かつ適切な調査の実施及び社会総がかりによるいじめを生まない土壌づくりに資するようにする。

加えて、重大事態の調査結果の公表に関する内容についてもガイドラインとして定めることで、法第3条（基本理念）第3項に則り、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく、市、学校、市民、家庭その他の関係者の連携の下、調査結果をいじめ防止等の対策に役立てることを目指すものである。

なお、本ガイドラインは、円滑かつ適切な調査の実施のため、適時、見直し修正することとする。

2 用語の解説

- 重大事態・・・法第28条第1項に定める次の事態が生じたとき
- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（以下、1号という。）
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（以下、2号という。）
- 附属機関・・・法第14条第3項に定められた、教育委員会に設置する附属機関で、札幌市附属機関設置条例において定められている、専門家のみで構成される「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」。
- 第三者・・・当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者。
- 専門家・・・法律、医療、心理、福祉等の専門的知見及び経験を有するものであり、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家など。
- 学校組織の専門家
・・・心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソー

シャルワーカー。

学校組織に加える他の専門家

- ・・・ 当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、法律、医療、心理、福祉等の専門的知見及び経験を有するものであり、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家など。

※その他、上記にない用語の定義については、法及び国の基本方針、ガイドラインで定められたとおりとする。

3 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインについては、国のガイドラインに準じて作成しており、国のガイドラインに示されているが、改めて札幌市としても示した方がよい部分及び札幌市として独自に示すべき部分を記載しており、国のガイドラインと並び、本市における調査及び公表の指針として運用するものとする。

4 いじめの重大事態の調査についての目的

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追求やその他の争訟等への対策を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処や再発防止策を講ずることにある。

(国のガイドライン 第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的)

上記目的の達成に向けて、本市においては、何よりも対象児童生徒が一刻も早く安心して過ごすことができるようにすること、あるいは、失われた生命の尊厳に向き合い、その事実を可能な限り明らかにすることを最優先とし、そのために、「速やかに事案の内容を可能な限り明らかにすること」「児童生徒に対して必要な支援を行うこと」「速やかに再発防止策を講じて同様の事案が起こらないようにすること」を目指す。

5 学校の基本的な姿勢

重大事態の調査は、法に定められた調査であり、法令を遵守して適切に取り組む必要がある。

法第23条では、学校はいじめが疑われる案件を把握したときには、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、いじめがあったと確認された場合には、必要な措置を講ずるものとなっていることから、重大事態の発生前に、各学校では平時からいじめに対して、次のような内容について適切に取り組んでおく必要がある。

- 全ての教職員が、法や基本方針等を正しく理解しておくこと。
- 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として組織的な指導及び支援体制を構築しておくこと。
- いじめが疑われる案件を把握したときには、法第23条で定める調査をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含む学校いじめ対策組織を活用して速やかに実施しておくこと。
- 法第23条で定める調査を実施せずに、いじめはなかった、学校に責任はないなどという判断をするなど、いじめを受けた児童生徒及び保護者の心情を害する発言は慎むこと。
- 重大事態調査に備え、日頃から、いじめアセスメントシートを活用するなどして、いじめ対策会議の実施日やいじめの認知をした日、「いつ」「どこで」「誰

が」「誰に」「何を」「どうした」等、情報を適切に記録化しておくこと。

- 学校の教職員が、いじめにより重大な被害が生じた疑いのある段階から調査の実施に向けた準備を開始しなければならないことを理解し、自らのこととして、組織的対応及び調査の実施に向けて協力すること。
- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もあることから、調査を実施し、学校として学校いじめ対策組織での取組やこれまでの教職員の対応を振り返り、法や基本方針等に則った対応であったかを検証すること。
- 重大事態が発生した場合は、学校と教育委員会とが連携し、速やかに法第28条の調査に移行すること。重大事態調査を実施することになった場合には、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど並行して対処できる体制を構築すること。
- 児童生徒への必要な支援及び指導を行う際は、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援を最優先としながらも、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはならないという認識を、関係する保護者とも共有すること。
- 対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケアを行い、いじめ行為が明らか場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組むこと。対象児童生徒・関係児童生徒から直接事情を確認することなく、一方的な指導を行わないように留意すること。

第2章 いじめの重大事態の調査について

市立学校において、いじめの重大事態が発生した場合は、国のガイドライン及び本市の基本方針、本ガイドラインに基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、調査報告書にまとめるとともに、事案に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

1 いじめの重大事態の発生の判断について

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指すことから、これらの疑いが生じた段階から教育委員会又は学校は、調査の実施に向けて対応を開始することを認識する必要がある。このため、いじめによるものと疑われるか否かを学校が速やかに判断する必要があり、事案によっては、まずは法第23条第2項に基づく調査を通じて確認を行うこともあり得る。

(重大事態の判断及び速やかに重大事態として取り扱うための視点)

- 重大事態の判断は、教育委員会又は学校が行う。
- 法第28条第1項に示されている1号又は2号に該当する場合は重大事態の発生と判断する。
- 判断に当たっては、国のガイドラインにある別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、総合的に判断する。
- 学校が重大事態の判断を行う場合は、国のガイドラインにある別添資料1の事例に無いものやそれを下回る程度の被害、いじめが主たる要因と捉えられない被害であっても、疑いのある段階で教育委員会と協議し丁寧に対応する。
- 2号については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は早い段階（3～5日程度）で教育委員会に報告、相談するとともに、一定の日数が累積し、登校が見通せない場合には、重大事態発生の疑いがあるものとして30日に至る前から重大事態調査に向けた準備を行う。
- 児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、申立ての時点で法第28条第1項に示されている1号又は2号に該当するとは言えない場合であっても、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告し、調査等に当たる。
- 重大事態の疑いがある事案について、保護者が「大ごとにしたくない」「調査を望まない」と希望した場合でも、学校は、教育委員会に報告、相談するとともに、重大事態が発生したものとして調査に当たることとする。調査方法については、調査していること自体を明らかにしないなど、工夫して進められることについて説明し、調査実施について保護者から理解を得るように努める。
- 触法事案や刑事事件など捜査機関が関わっている事案であっても、重大事態に該当する場合には、捜査機関の捜査と並行して重大事態調査を進める。
- 既に卒業した児童生徒・保護者から、在籍時のいじめの重大事態について申立てがあった場合や、卒業後に新たな事実が確認されるなど重大事態に該当すると判断される場合は、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告し、調査等に当たる。

(調査主体の判断)

学校において、重大事態が発生した疑いがある場合には、学校は教育委員会に報告すること。教育委員会は、被害の状況等を勘案した上で、調査主体について判断する。

(重大事態の発生日)

重大事態が発生したことを、教育委員会が市長に報告した日とする。

(調査開始日)

調査開始日は、附属機関調査の場合は発生日の後に初めて行われる札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会の会議開催日とする。

学校主体調査の場合は法第28条第1項に基づき調査（調査の検討も含む）を開始した日とし、疑いの段階で学校のいじめの防止等の対策のための組織を中心とした調査委員会を設け、事実関係を明らかにするための取組を進めた日（会議の開催日等）とする。

2 調査主体の判断

(調査主体の扱い)

(1) 附属機関調査

1号に該当するもののうち、特に対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる等重大な被害が生じた場合、「児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省、令和年12月）では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、専門家であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者（以下、第三者）で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、調査主体は特段の事情がない限り附属機関とする。

また、複数の学校種に跨って発生し、被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、学校主体の調査では目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合には、附属機関が主体となって調査を実施することもあり得る。

(2) 学校主体調査

(1)の1号及び2号に該当する場合の調査主体は、原則、法第22条に定められた既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織を中心とした学校とする。その際、当該校の養護教諭や、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを構成員とした、学校いじめ対策組織構成員を中心とした調査委員会において調査を実施することを基本とする。

調査については、対象児童生徒が一刻も早く安心して過ごすことができるよう速やかな調査を行うこととするが、対象児童生徒の保護者等の意向を踏まえ、校内の職員の中から当該事案に直接的な関わりの無い職員で構成された調査組織にしたり、学校組織に弁護士や学識経験者、他の心理・福祉などの専門家の人数を調整するなど柔軟に対応する。

学校組織に加える他の専門家については、教育委員会が直接選定せず、教育委員会及び学校とは利害関係の有しない職能団体等から推薦を受けた第三者を教育委員会が措置する。

3 調査する上での留意事項

(1) 犯罪行為に相当する場合の警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、警察と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めなければならない。

警察における調査が続いている場合においても、学校のいじめ対策は法に準じて進める必要があることから、速やかに学校いじめ対策組織にて対応し、学校で把握可能な範囲で調査を進めるとともに、対象児童生徒への心のケアや必要な支援に努める。

(2) 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合には、その理由を丁寧に聞き取った上で、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明し、重大事態調査を実施する。

(3) 退学、転学後の申立

対象児童生徒が退学や転学後に重大事態の申立てが行われる場合もある。重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等を行うこととなるが、対象児童生徒への聴き取り等には現在籍校の協力も不可欠である。前在籍校と現在籍校が連携して調査が進められるよう、教育委員会が支援・助言を行う。

(4) 複数の学校に関わる場合

関係する児童生徒が複数の学校に在籍する場合もある。対象児童生徒が在籍する、またはいじめの発生時に在籍していた学校において重大事態調査を行うこととなるが、関係児童生徒への聴き取り等には関係する他の学校の協力も不可欠である。複数の学校に関わることから、学校間で連携して調査が進められるよう、教育委員会が支援・助言を行う。

(5) 卒業後の申立

対象児童生徒らの卒業後に調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料が保存期間を経過して不存となまっている場合があることや、関係する卒業生に連絡が取れない場合もあり得ることなどから、調査は困難を伴うことが想定される。

学校が把握している情報をもとに卒業した学校から既に卒業した関係生徒の保護者を通じて調査への協力を求めるなど、再発防止のためにどのような調査が可能かを検討する。

4 対象児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

調査方針の説明については、国のガイドラインを踏まえ、「いじめの重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項」（以下、【A】とする。）と「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項」（以下、【B】とする。）があり、2段階に分けて行うことが望ましい。

ただし、学校主体調査においては、対象児童生徒や保護者の意向等により、速やかな調査開始が可能な場合は、次のとおり【A】の説明に【B】を合わせて説明を実施する

ことも考えられる。

(1) 説明の概要

① 重大事態の別・根拠【A】 【B】

- 1号、2号のいずれに該当するのかということ。
- 調査は、法に則り、国及び本ガイドラインに基づいて行うこと。

② 調査の目的【A】 【B】

- 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事案への対処や、同種の事態の発生防止を図るもの。
- 教員の処分や関係の児童生徒への懲罰等について検討するものではないことや事実関係が全て明らかにならない場合、重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されること。

③ 調査組織・構成員【A】 【B】

- 調査組織の構成員の職種や職能団体に関する要望を聞き、調査体制、調査期間について確認すること。
- 学校いじめ対策組織が主体となって組織的に調査を行い、事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止策を検討するが、その内容、方策等が適切かどうかについては、学校組織の専門家または学校組織に加えた専門家から助言や提言を受けらること。
- 事案内容や保護者の意向等に応じて、調査の公平性・中立性の確保の観点から、学校組織に他の専門家を加え、助言や提言を受けらることがあること。
- 学校組織に加える他の専門家については、職能団体等からの推薦に基づき、教育委員会が措置すること。
- 学校組織に加える他の専門家が決定次第、対象児童生徒・保護者に利害関係がない第三者であるか確認すること。
- 対象児童生徒・保護者の窓口は、原則、学校となること。

④ 調査時期・期間【B】

- 調査は丁寧に実施しつつも、対象児童生徒が一刻も早く安心して過ごすことができることを目指し、遅滞のないよう行うこと。
- 調査体制によっては、調査に1年を超える場合もあり得ること。
- 調査の進捗状況は、調査報告書の完成を待たず、対象児童生徒・保護者に定期的かつ適切な時期に経過等を報告すること。

⑤ 調査事項・調査対象【A】 【B】

- 対象児童生徒・保護者から、調査事項とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の対応及び聞き取りをする児童生徒や教職員等の範囲等について確認し、明確にすること。
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り調査すること。

- 事案に関係する全ての児童生徒、関係保護者、教職員などから調査を実施することを基本とすること。既に聞き取りが進んでいる時には、その資料を参考にすることもあること。
 - 客観的な事実関係を速やかに調査するが、因果関係の特定が難しい場合も想定される。得られた客観的な事実関係から、可能な限り推察すること。
 - 本調査を実施していることは対象児童生徒に伝えることを基本とするが、対象児童生徒及び関係児童生徒の心理的な負担等を理由に、直接的な聴取が困難なことも想定できる。対象児童生徒・保護者の意向を尊重するとともに、児童生徒の状況、スクールカウンセラーの意見などを参考に柔軟に対応すること。
 - 既にいじめの調査が進んでいる場合は、その内容を調査報告書に反映させ、学校組織の専門家または学校組織に加える他の専門家からの助言を得ることを基本とすること。
- ⑥ 調査方法【A】 【B】
- 調査方法は、学校いじめ対策組織を基本とした調査主体で検討し、あらかじめ対象児童生徒・保護者に説明すること。
 - 調査対象となる関係児童生徒・保護者には、対象児童生徒に伝えた内容と同様の内容を伝えた上で、調査への協力を依頼することを基本とすること。ただし、調査への協力については任意となること。
 - 対象児童生徒・保護者への中間報告等において、新たな調査が必要になった場合には、その調査内容も反映すること。
 - 調査報告書は、学校組織の専門家または学校組織に加える他の専門家から助言を得て作成することを基本とすること。
- ⑦ 調査結果の提供【B】
- 調査内容、再発防止策を調査報告書に取りまとめ、対象児童生徒・保護者に調査報告書の提供及び説明を行うこと。
 - 調査報告書の提供前に、中間報告として調査報告書案の内容を対象児童生徒・保護者に確認すること。対象児童生徒・保護者が中間報告において、事前に確認した調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、新たに学校主体の調査体制を工夫するなど、再度調査に当たることもあり得ること。
 - 個別の情報の提供については、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて行うこと。
 - 調査対象となった関係児童生徒・保護者に対しても、調査結果についての説明を行うことを基本とすること。
- ⑧ 調査終了後の対応【B】
- 学校は、調査報告書を教育委員会に提出すること。その後、教育委員会から市長に報告及び説明をすること。
 - 対象児童生徒の保護者から調査結果に意見等がある場合には、調査結果についての所見書を市長に提出することが可能であることを説明すること。保護者が提出した所見書は学校が受け取り、調査報告書に添えて、教育委員会から市長に報告すること。
 - 調査報告書の公表については、後述の第3章のとおりとすること。

- 市長が、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することがあること。
 - アンケートの質問票や聴取の結果を記録した文書等及び調査報告書は、調査報告書の完成以降5年間保存すること。
- (2) その他
- 対象児童生徒・保護者は、学校からいじめの重大事態調査の説明を受けた後、調査実施について検討した結果を、後日学校に連絡すること。
 - 調査と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援は継続して行うこと。
 - 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請については、保護者に丁寧に説明を行った上で手続きを進めること。

5 調査を進めるにあたって

(1) 附属機関調査

- 重大事態等が発生した際に、「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会（以下、委員会）」の会議を開催する。
- 各委員と日程調整を行った上で速やかに第1回会議を設定し、そこで事案について共有し、以後調査を進めていく。
- 委員は、学識経験者、弁護士、医師、心理学又は児童等の福祉に関する専門的知識及び技術を有する者、その他教育委員会が適当と認める者から、職能団体等からの推薦等により教育委員会が委嘱する。
- 委員は、調査の対象となる重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する場合や調査の公平性・中立性を損なうおそれがある場合は、調査及び審議に参加することができない。
- 重大事態調査は、原則、個別の事案を扱うこととなるため、会議は非公開とする。なお、会議を非公開とした場合にも、附属機関が作成した会議録は公表対象となる。
- 委員は、調査及び審議を終了した際には、調査報告書等により、その結果を教育委員会に報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べることができる。
- 委員会は、重大事態等発生時以外に、年に1、2回開催し、本市の基本方針に定める、市立学校及び教育委員会におけるいじめの取組状況について、報告を受け、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。
- 調査報告書については、附属機関が対象児童生徒の保護者へ手交し、調査結果について説明する。
- 調査の進捗については、附属機関が対象児童生徒の保護者へ伝える。

(2) 学校主体調査

学校が主体となって調査を進め、学校組織の専門家または学校組織に加える他の専門家が助言や提言を行う。教育委員会は、学校主体で調査を行う場合においても、学校に対して必要な指導・支援を行う。

学校は、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査の目的や調査方法及び調査の進捗について説明する。

心理・福祉の専門家については、原則、学校組織の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがその役を担うが、事案によっては、その他の心理・福祉の専門家を加えることも考えられる。

調査にどの専門家が参画し、助言や提言をするのかについては、調査体制によって異なる。

(公表を前提とした報告書)

学校は、公表を前提として調査報告書を作成する。調査報告書については、学校組織の専門家や、学校組織に加える他の専門家に適時、内容を確認する。

6 調査報告書

調査報告書の全体量については、可能な限り明らかにできた全ての情報が詳らかに掲載されていることが望ましいが、前述した重大事態の調査についての目的（第1章の4）及び後述する札幌市の公表の目的（第3章の1）から、速やかな調査及び情報共有にふさわしいページ数とする。ただし、附属機関調査はこの限りではない。

調査報告書については、学校や個人が特定されることが懸念される文言については、できる限り特定されにくい言葉を使用することとする。

例) 野球部 → 運動部活動

ラケット → 道具

関係児童氏名 → 児童Aなど

「きもい」と言われた、ズボンをぬがされた → 再発防止に資する情報のためそのまま記載

7 調査結果を踏まえた対応

(提言の適切な履行・検証)

本市の基本方針に基づき、重大事態が発生した学校においては、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、学校いじめ対策組織において検証を行い、教育委員会に報告する。なお、検証期間は原則1年間と定める。

教育委員会は、学校の再発防止の取組状況について指導・助言を行うとともに、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を本市の附属機関に定期的に報告し、検証の上、必要な改善を図る。

第3章 いじめの重大事態の調査報告書の公表について

本市の基本方針の改定に併せて、法や国の基本方針に示す調査の趣旨に沿って公表内容を検討するとともに、社会総がかりによるいじめを生まない土壌作りに資するため、調査報告書の公表について、札幌市としての考え方をガイドラインとして定める。

1 公表の意義と目的

(1) 公表の意義

法第3条（基本理念）第3項には「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」と示されていることから、調査結果に係る情報を社会総がかりで取り組むいじめの防止等の対策に役立てることとする。

(2) 公表の目的

調査結果の公表を通して、再発防止のための取組の一環として、いじめの実態やこれに対する対処等に関する必要な情報を広く市民と共有することにより、以下の効果が得られることを目的とする。

- ① 学校や教育委員会が当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てる。
- ② 疑心暗鬼や憶測などをできる限り生まないようにし、社会全体でいじめ問題を考えていく契機として、市民とともに再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動の促進を図る。
- ③ 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた取組を推進することができる教育環境を創りあげる。
- ④ 家庭教育の重要性が認識され、情操や道徳性、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う力の素地等を培う家庭教育の充実に役立てる。

2 公表の方針

(方針)

調査の開始については、発生日、校種、1号または2号の別、現状で把握している被害の概要のみ公表することを基本とする。

調査中については、調査に影響を及ぼすことを鑑み、調査中の内容、被害の詳細等の公表はしない。

調査の完了時については、調査報告書を公表することを基本とする。

(調査中の内容の非公表)

調査の進捗状況等については、対象児童生徒・保護者に適時、説明する。

調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られていることから、調査中の内容については、対象児童生徒・保護者、関係児童生徒・保護者に伝えることを避ける。

(対象児童生徒・保護者の合意)

公表に当たっては、対象児童生徒・保護者が公表に合意していることを原則とし、対象児童生徒・保護者が望まない場合には原則公表しない。公表に当たっては、公表の仕

方及び公表の内容を、対象児童生徒・保護者に事前に確認する。

（影響を考慮した非公開）

調査報告書の公表によって及ぼされ得る影響として、対象児童生徒・保護者と学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が調査報告書を閲覧することで、個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりして、対象児童生徒・保護者の学校や地域での生活に支障が生じること等が考えられる。これらのことから、対象児童生徒・保護者が望まない場合には原則公表しない。

（関係者への配慮）

公表の内容については、公表されることで以降の調査において、聴取が十分にできないなどの非協力者が増えるような影響が出ないようにするとともに、調査の段階においても関係者・調査対象者に対して、次の内容について十分に配慮することとする。

- 関係者が学校や地域での生活に支障が生じることのないようにする。
- 対象児童生徒の登校や学校生活、関係児童生徒の反省や更生、当事者間の関係の再構築等の支障とならないようにする。
- SNS等、インターネット上での情報拡散は、厳に行わないことについて依頼する。

3 公表についての考え方

（情報の公開）

調査報告書（公表版）の作成にあたっては、関係者の個人情報を守るため、札幌市情報公開条例に基づき、個人情報等に適切な非公開措置（マスキング等）を講ずる。一方で、事案の風化を防ぎ、再発防止につなげるため、いじめの実態やこれに対する対処等に関する情報は、その透明性を損なわないよう可能な限り具体的に公開する。

（調査組織の構成員名）

調査組織の構成員の氏名について、附属機関が調査主体の場合は、委員名及び職種等を記載する。

学校主体調査の場合は、学校職員は役職名とし、学校組織に加える他の専門家は職種等を記載する。

（公表版の作成）

調査主体が作成した報告書を基に、教育委員会において非公表部分を確認し、調査報告書（公表版）として整理する。

調査報告書の公表については、速やかに且つ分かりやすく再発防止に資するという観点から、調査報告書が数十ページに及ぶ場合は概要版を作成する。

概要版については、附属機関調査は附属機関で作成し、学校主体調査は専門家の助言等を受けて学校で作成する。

概要版については、調査報告書（公表版）の公表と併せて公表する。

（公表の方法）

報告書の完成後、関係者への報告など、公表の準備が整い次第、調査報告書（公表版）などを市の公式ホームページに掲載する。

公表する資料は、調査報告書（公表版）及び調査報告書（概要版）とする。

（公表する期間）

重大事態が発生した学校における検証の期間に準じて、公表期間は1年間を基本とする。ただし、公表後に対象児童生徒・保護者が公表の継続を望まない意向を示す場合は、公表を終了することもあり得る。

4 個人情報の保護

（個人情報保護法の順守）

法や基本方針の趣旨を十分に踏まえつつ、個人情報保護法を順守するとともに、個人や学校等が特定されないよう個人情報には十分に配慮する。

（特定個人情報の公表）

特定の人物においては個人を特定する情報になり得ることであっても、一般の人にとっては個人を特定することが難しい情報については原則公表する。

（非公表の内容）

学校名、行政区、地域の特性に関わる情報については公表しない。
公表しない内容については、個人情報保護法や市の考え方を所管する部署と調整し、教育委員会で決定する。

5 その他

（発生報告の時期・内容）

重大事態の発生件数については、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の公表にあわせて、札幌市が独自に把握した年度別の発生件数の総数及び1号・2号の内訳と校種について公表する。

（過年度発生件数の公表）

公表する過年度発生件数については、法が施行された平成25年度以降とし、前年度のいじめの重大事態の発生件数までを本市ホームページにて掲載する。

【別添資料1】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるもの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに注意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

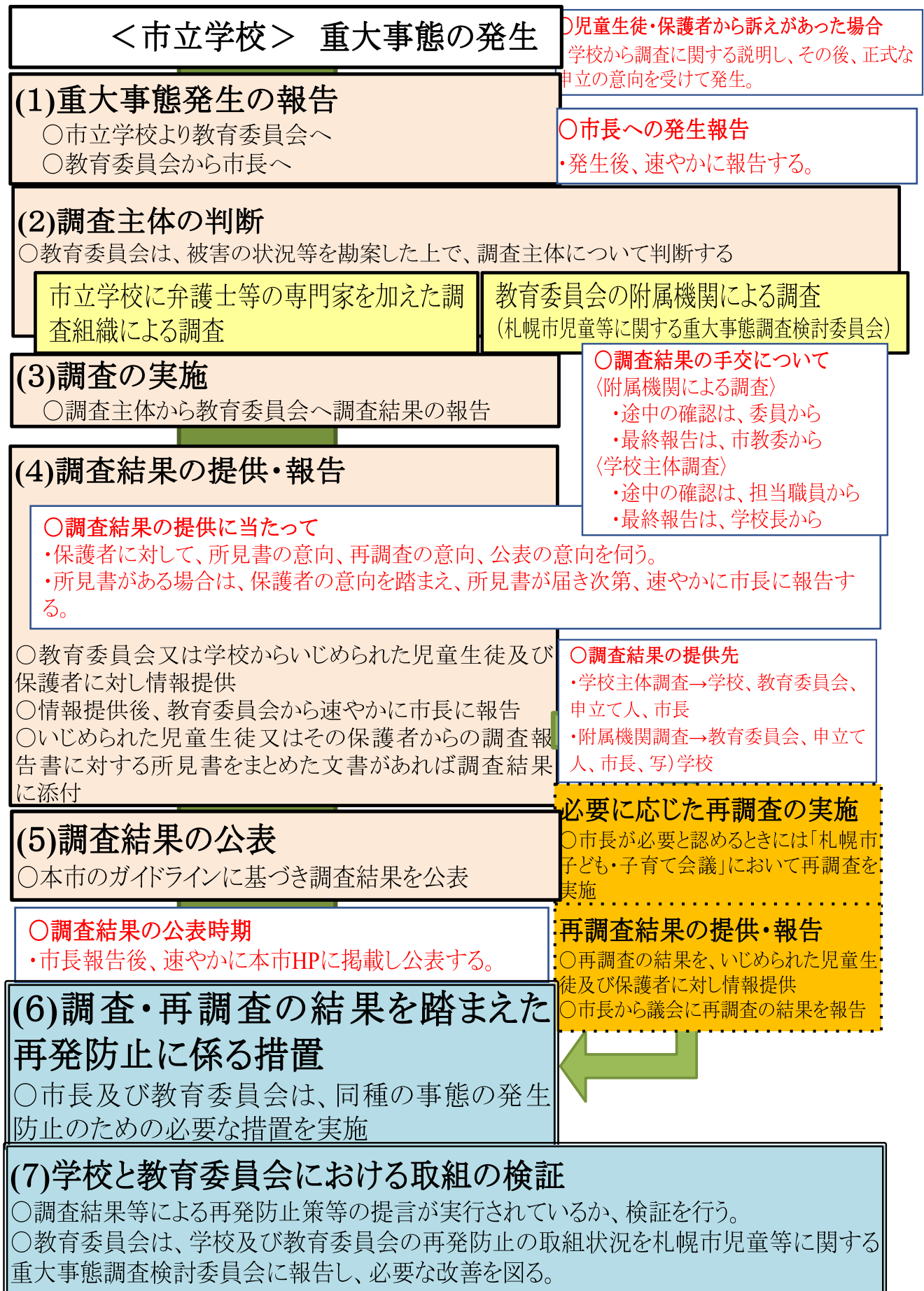
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。

- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

【別添資料2】

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー（マニュアル）



【参考資料1】

いじめ防止対策推進法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校に

おけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【参考資料2】

札幌市情報公開条例

平成11年12月14日

条例第41号

札幌市情報公開条例（昭和63年条例第50号）の全部改正

最近改正令和4年12月13日

目次

第1章総則（第1条-第4条）

第2章公文書の公開（第5条-第19条）

第3章情報公開の総合的な推進（第20条-第22条の2）

第4章雑則（第23条-第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市政について市民に説明する市の責任が全うされるようにし、市民の参加と監視の下にある公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 公文書実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求をするよう努めるとともに、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。

第2章 公文書の公開

（公文書の公開請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(実施機関の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

イ 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

オ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

カ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。ただし、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第5号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前条の規定により公開請求を拒否するときは、公開請求を拒否する旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定（当該公文書を保有していないときの決定を除く。）をした場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

（公開決定等の期限）

第12条 前条第1項から第3項までの決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内になければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、その補正に要した日数は、この期間には算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開決定等をすべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求者は、実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過した後においても、公開請求に係る公文書の全部又は一部について公開決定等をしないとき（次条第1項の通知があったときを除く。）は、当該公開決定等がされていない公文書を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（公開決定等の期限の特例）

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

2 公開請求者は、前項の規定による通知があった場合において、実施機関が同項第2号に規定する期限を経過した後においても、公開請求に係る公文書の全部又は一部について公開決定等をしないときは、当該公開決定等がされていない公文書を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第14条 公開請求に係る公文書に市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに公開請求者以外のもの（以下この条、第17条第2項及び第18条第2項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第15条 公文書の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付する場合において、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（費用の負担）

第16条 前条の規定により公文書（これを複写したものを含む。）の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして実施機関が定める方法によるものを含む。）を受けるものは、その写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求）

第16条の2 公開決定等（第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を公開しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求に対する諮問等）

第17条 公開決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、札幌市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）の取消し又は変更をして、当該審査請求に係る公開請求の全部を容認して公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

2 前項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査請求に対する裁決）

第18条 諮問庁は、審査請求について決定又は裁決をする場合は、その諮問に対する審査会の答申を尊重しなければならない。

2 諮問庁が第三者に関する情報が記録されている公文書の公開決定等に関する審査請求について、次の各号のいずれかに該当する裁決をした場合において、実施機関が当該裁決に基づき公文書の公開をしようとするときは、当該裁決の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合

において、実施機関は、直ちに当該第三者に対し、公開する旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の制度との調整等）

第19条 この章の規定は、法令、他の条例その他の規程に定めるところにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている公文書については、適用しない。

2 この章の規定は、図書館その他の市（本市が設立した地方独立行政法人を含む。）の施設において一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

第3章 情報公開の総合的な推進

（情報提供及び情報公表）

第20条 市は、市民の必要とする情報を的確に把握して、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めなければならない。この場合においては、市が作成する諸計画の中間段階における案その他の政策形成過程にある情報について、積極的に市民に対して提供し、又は公表するよう配慮するものとする。

2 実施機関は、公開請求のあった公文書について、これを公開することが通例となっている場合等で、市民の利便の向上に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

（会議の公開）

第21条 実施機関に置く附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

（出資団体等の情報公開）

第22条 市が出資又は補助その他の財政的援助を行っている団体であって規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）は、経営状況を説明する文書その他のその保有する文書（次条第1項に該当する文書を除く。）の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等が保有する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該出資団体等に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により出資団体等に対して提出を求める文書の範囲その他必要な事項については、実施機関が定める。

（指定管理者の情報公開）

第22条の2 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開又は提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。

第4章 雑則

(適用除外)

第23条 札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書については、この条例の規定は適用しない。

(公開請求に資するための措置)

第24条 実施機関は、公開請求しようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第25条 市長は、毎年度1回、各実施機関の公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 市長は毎年度1回、前項の実施状況を札幌市情報公開・個人情報審議会に報告するものとする。

(市長の調整)

第26条 市長は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、報告を求め、又は助言をすることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の札幌市情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の規定により現にされている公文書の公開請求は、この条例による改正後の札幌市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第10条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、改正後の条例第17条第1項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。

5 改正前の条例第13条第1項の規定により置かれた札幌市公文書公開審査会（以下「旧審査会」という。）は、改正後の条例第23条第1項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第13条第3項の規定により委嘱された旧審査会の委員である者は、施行日に、改正後の条例第23条第4項の規定により、審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 前項に規定する者を除き、改正後の条例第23条第4項の規定により施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

8 附則第2項から前項までに掲げるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

9 札幌市個人情報保護条例（平成7年条例第35号）の一部改正（省略）。

10 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部改正（省略）。

附則〔平成14年条例第25号〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市情報公開条例第7条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求（同条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

附則〔平成15年条例第33号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則〔平成16年条例第4号〕

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2第1条の規定による改正後の札幌市情報公開条例第7条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求（同条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

附則〔平成16年条例第36号抄〕

（施行期日）

1この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（札幌市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の札幌市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第17条第1項の規定により札幌市情報公開審査会に諮問している不服申立ては、前項の規定による改正後の札幌市情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第17条第1項の規定により札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問している不服申立てとみなす。

4 この条例の施行の日前に旧情報公開条例第18条第1項に規定する札幌市情報公開審査会の答申がされている不服申立てであって、同日において当該不服申立てについて決定又は裁決がされていないものに係る新情報公開条例第18条第1項の規定の適用については、旧情報公開条例第18条第1項に規定する札幌市情報公開審査会の答申を新情報公開条例第18条第1項に規定する札幌市情報公開・個人情報保護審査会の答申とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧情報公開条例第23条第1項の規定により情報公開制度に係る重要な事項に関して札幌市情報公開審査会に諮問しているものは、第2条第1項の規定により審議会に諮問しているものとみなす。

6 旧情報公開条例第23条の札幌市情報公開審査会の委員及び臨時委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧情報公開条例第25条から第27条までの規定により行っている不服申立てに係る調査審議の手續その他の行為は、この条例の相当規定に基づき行っている調査審議の手續その他の行為とみなす。

8 この条例の施行前にした行為及び附則第6項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則〔平成18年条例第4号〕

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成18年規則第34号で平成18年4月1日から施行）

附則〔平成24年条例第31号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附則〔平成26年条例第43号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則〔平成28年条例第17号〕

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附則〔令和4年条例第48号〕

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）